

第6章

知的財産教育の全国展開

知的財産権の保護とその活用の知識は、日本が21世紀に目指す科学技術創造立国の確立のために国民1人1人にとって重要な知識であり、目に見えない技術を権利という形に変えて社会に還元し、さらに新しい創造をもたらす発明への意欲を高揚させるものである。このため、学校教育を通じた幼少期からの知的財産権マインドの涵養、研究機関における工業所有権普及活動を通じて、知的財産権制度に明るい人材を育成し、研究者の知的財産権マインドの向上を図ることが不可欠であり、広く国民一般に知的財産権制度に対する理解と関心を高めるための環境を整備し、維持していくことが重要である。

1

現 状

〔1〕これまでの経緯

特許庁では、工業所有権教育の普及・支援のために、1998年度に小学生向け副読本、専門教育段階の青少年に向けた工業所有権標準テキスト特許編を、1999年度に中学生向け副読本、工業所有権標準テキスト商標編を、2000年度に高校生向け副読本、工業所有権標準テキスト意匠編、流通編を作成した。各年齢層・分野に応じた工業所有権教育用教材が揃っており、各教育機関に配布希望調査を実施し、希望する教育機関に無償で提供している。

〔2〕教育界における知財教育の現状

学習指導要領の改定により、小・中学校では2002年度から、高等学校では2003年度から「総合的な学習の時間」が設けられる。「総合的な学習の時間」は、子どもたちが自ら考え、調べ、課題を解決していくことを目標とする時間であり、特許庁の支援する知的財産教育はいろいろな教科と結びつけて学習させる題材として注目を浴びつつあり、その取組も始めている。

また、工業高等学校では、2003年度から「工業技術基礎」において「工業所有権制度を簡単に扱うこと」が決定されている。

しかし、特許をはじめとする知的財産権制度は教職員にとっても扱いの難しい題材であり、それぞれの制度の基礎実務能力を学生に身につけさせるには教職員に工業所有権制度の産業界における役割、権利の活用方法、手続等に関する幅広い知識が求められる。このため、教育機関への教材の提供に終わることなく、教職員に対する工業所有権教育の進め方等についての支援も併せて拡充を図っている。